

総括表(その1)

独立行政法人の整理合理化案

府 省 名	国土交通省
-------	-------

法人名	類型名（区分）	事務・事業名	事務・事業の見直しに係る具体的措置					組織の見直しに係る具体的措置
			廃止	民営化	官民競争入札等の適用	他法人等への移管・一体的実施	その他	
独立行政法人航空大学校	特定事業執行型(教育)	航空機操縦士養成事業					業務運営の効率化、教育の質の向上を図る。平成18年度には、教育訓練業務の効率化のための新シラバスの導入、学習進度の遅れた学生に対する追加教育方法の見直し、諸経費の抑制等の措置を講じたところであるが、今後も、団塊世代のパイロットの大量退職、機材の小型化による多頻度運航化等の要因により、パイロット需要の大幅増が想定される中、我が国の航空輸送の安定の確保に貢献するため、基幹的要員の安定供給、民間操縦士養成機関の育成・振興、航空技術安全行政の技術支援機能の充実・強化を推進するとともに、引き続き一般管理費の抑制(6%程度)、業務経費の抑制(2%程度)等の更なる業務運営の効率化を図っていく。	
	資産債務型							

独立行政法人の整理合理化案様式

総括表(その2-1)

法人名	独立行政法人 航空大学校	府省名	国土交通省		
沿革	昭和29年7月1日 航空大学校設立(宮崎市) 昭和44年3月 宮崎本校現在地へ移転 昭和44年4月1日 仙台分校(岩沼市)設立 昭和47年5月1日 帯広分校(帯広市)設立 平成13年4月1日 独立行政法人に移行				
役職員数（監事を除く。）及び職員数 (平成19年1月1日現在)		役員数			職員数（実員）
		法定数	常勤（実員）	非常勤（実員）	
			4人	2人	1人
国からの財政 支出額の推移 (17～20年 度) (単位：百万円)	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）
	一般会計	2,601	2,897	2,837	2,876
	特別会計	109	107	120	-
	計	2,710	3,004	2,957	2,876
	うち運営費交付金	2,603	2,888	2,855	2,773
	うち施設整備費等補助金	107	116	102	103
		うちその他の補助金等	-	-	-
支出予算額の推移（17～20年度） (単位：百万円)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）
		3,190	3,112	3,074	3,003
利益剰余金（又は繰越欠損金の推移） (17・18年度)		平成17年度		平成18年度	
		636,520,533		111,703	
		発生要因		平成18年度に係るリース物件(1件の金額が300万円以上)の費用額7,227,763円(支払利息653,942円、減価償却費6,573,821円)に対し、支出額(=収益)7,116,060円(支払リース料)であったため、会計処理上(独法会計基準)損失が発生したもの。	
		見直し案	訓練機事故を踏まえ、訓練安全体制の見直し・安全対策の徹底を行うとともに、第2期中期計画に基づき、追加教育の充実、新シラバス(学科教育の短縮と仙台実科課程の延長)の導入を図ることとした。 本件は、独立行政法人会計基準に基づく通常の会計処理上発生したもの。		
運営費交付金債務残高(17・18年度) (単位：百万円)		平成17年度		平成18年度	
		637		102	
行政サービス実施コストの推移（17～20年 度） (単位：百万円)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）
		2,950	2,886	2,950	2,880

見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び見込額（単位：百万円）	第2期中期目標(平成18～22年度)に基づき、人件費については、教育業務、整備業務、運用業務及び管理業務を精査し、エアラインパイロット養成の目的に照らした教育内容及び教育体制の見直しによる業務の効率化を推進し、これら業務に従事する職員の10％程度削減を行うこととしている。また、一般管理費及び業務経費については、中期期間における当該経費総額(初年度の当該経費相当分に5を乗じた額)に対し、一般管理費6％及び業務経費2％の削減を行うこととしている。これらの削減目標を達成することにより、行政サービス実施コストの抑制を図る。 〔削減経費総額(見込み額)〕(いずれも平成18年度比較) 平成19年度： 38百万円 平成20年度： 109百万円
中期目標の達成状況（業務運営の効率化に関する事項等）（平成18年度実績）	第2期中期目標においては、以下の項目が掲げられている。 組織運営の効率化：業務の更なる民間委託等を推進すること。運航管理業務の民間委託等を推進すること。管理業務の精査・見直しを行い、効率化を図ること。 人材の活用：国又は大学、民間等との人事交流を促進することにより、内部組織の活性化を図り、効率的な業務の運営を推進すること。 業務運営の効率化：教育・訓練業務の効率化。 教育支援業務の効率化：運用業務及び整備業務の場におけるITの活用を一層推進することにより、教育支援業務の効率化を図ること。 一般管理費の縮減：一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)の縮減に努め、本中期目標期間中に見込まれる当該経費総額(初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。)を6％程度抑制すること。 業務経費の削減：業務経費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)の縮減に努め、本中期目標期間中に見込まれる当該経費総額(初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。)を2％程度抑制すること。 教育コストの分析・評価：適切な教育コストの把握・抑制に資するため、コスト構造の明確化を図ること。 教育の質の向上：1)エアラインパイロットに要求される知識、技能等を的確に把握するとともに、教育内容及び教育体制等を充実すること。また、乗員養成における教育技法等の向上及び標準化を図ること。2)操縦技量の一層の平準化を図るため、操縦演習における追加教育制度の更なる充実を図ること。3)乗員養成に係る教育手法及び評価法に関する調査・研究、国内外の諸施設の実態調査並びに国際基準の調査・研究等を実施し、その成果を教育・訓練に反映させること。4)教育機材及び教育施設等の充実を図ること。5)安定的な航空輸送を確保するため、年間の養成学生数は72名(ただし、平成18年度入学の養成学生数は54名)とする。また、資質の高い学生を確保するため、効果的かつ効率的な広報活動により受験者数の拡大に努めるとともに、航空会社等と情報交換しつつ入学試験制度の検証・評価についても継続的に実施すること。 航空安全に係る教育等の充実：1)安全最優先の意識を徹底するとともに、組織内の適切な意思の疎通及び安全情報の共有等、必要な安全対策を実施するための方法を拡充すること。2)訓練機の運航に直接関係する部門(整備委託先等を含む。)に対する安全監査を定期的に実施すること。3)学生に対する安全教育の充実のため、安全教育を訓練初期から実施し、遵法精神を含む安全意識を定着させるとともに、訓練機システムの理解を深め、操作手順との整合性を図ること。4)役職員の安全意識の向上を図るために外部講師等による安全教育を実施すること。また、訓練機の安全運航の確保に係る調査、検討、安全情報の周知・徹底等を行うため活動を推進すること。 航空技術安全行政への技樹支援機能の充実：1)大学校の保有する教育機材及び教育施設等を活用し、国の操縦職員等に対する訓練を実施すること。2)航空技術安全行政のニーズに即した調査・研究機能を充実すること。 成果の活用・普及：1)大学校がこれまで培ってきた乗員養成におけるノウハウ等を積極的に外部へ提供・指導することにより、民間操縦士養成機関の育成・振興を図ること。2)航空大学校が実施する操縦訓練への理解及び将来を担う航空従事者の確保に向けた取り組みとして、航空思想の普及・啓発のための行事を開催すること。 企画調整機能の拡充：事業運営における一層の効率化を推進するとともに、業務の質の向上、教育訓練における安全の確保及び航空技術安全行政に係る調査研究機能の充実等を行うため、企画調整機能の拡充を図ること。

中期目標の達成状況（業務運営の効率化に関する事項等）（平成18年度実績）

平成18年度においては、上記第2期中期目標を達成するために以下の事業を実施した。

組織運営の効率化：業務の見直しを行い、常勤職員を2名削減した。

人材の活用：内部組織の活性化を図り、業務運営の効率化を推進するため、職員の約25%について、国との人事交流を行った。

業務運営の効率化：新シラバスによる教育（宮崎学科教育期間を6ヶ月から4ヶ月に短縮、仙台フライト課程を6ヶ月から8ヶ月に延長）を開始した。

教育支援業務の効率化：航空情報処理中継システム（新CADIN）導入準備及び整備業務の効率化に与える効果や要するコスト等を踏まえ、オンライン化する整備情報の抽出を行った。

一般管理費の抑制：業務の効率化に努めることにより、平成18年度予算（対前年比3%減）内で執行した。

業務経費の削減：業務の効率化に努めることにより、平成18年度予算（対前年比3%減）内で執行した。

教育コストの分析・評価：第2期中期期間において適切な教育コストを把握するための作業に着手した。

教育の質の向上：

- 1) 航空会社との意見交換会を年2回実施、エアラインパイロットに求められる知識・技能の把握、エアラインパイロット経験者を教官として採用、コーチング研修等各種セミナー、学会主催研修会等に参加することによる教官研修の充実及び操縦教官の技能審査を各人1回実施した。
- 2) 追加教育の上限時間数を標準教育時間の20%まで拡大し、その効果について検証を開始した。
- 3) 新設する企画室に調査・研究担当を配置し、以下に掲げる調査・研究を計画的な推進及び中長期的な管理を行うとともに、その成果を教育・訓練等に反映することにより、教育の質の向上及び効率化等を図っている。
 - a) 第1期中期目標期間からの継続研究を含め、小型航空機の運航に関する研究として、「DGPSによる小型機位置精密測定システムの研究」等を進めた。
 - b) 新シラバスによる教育の検証に着手した。航空英語教育については、航空英語能力証明制度に対応すべく、教育手法等の研究に着手した。
 - c) 国内外の乗員養成関連機関に教官を中心とした調査チームを派遣し、乗員養成の実態調査を行った。
 - d) 乗員養成の基礎訓練課程に係る国際基準についてMPL（マルチ・クルー・パイロット・ライセンス）制度導入に関連した調査研究を開始した。
 - e) 乗員に係るヒューマンファクター問題について、航空大学校の過去の事例を整理しデータベース化を行い、事例の解析に着手した。
- 4) 国際的な英語能力検定に対応するため、英語実習装置を帯広に配置すると共に、宮崎、仙台の装置の更新を行った。また、「国際航空法」に関するCBT（コンピューター・ベースド・トレーナー）教材の作成に着手した。
- 5) 年間養成学生数は72名であるが、カリキュラム移行期にあたる平成18年度入学の養成学生数は54名とした。

資質の高い学生を確保するため、従来からの広報活動に加え、ホームページの充実、平成17年度学校説明会参加者へのメールマガジンの配信、ホームページを用いた入学願書請求の受付により、利便性の向上を図った。また、平成17年度に導入した総合適性試験の対象学生が平成18年度に入学したことから、その有効性についての検証を開始した。

航空安全に係る教育等の充実：

- 1) 航空大学校の主要幹部等を構成員とする総合安全推進会議において総合安全推進方針及び平成18年度安全業務計画を作成した。同計画に基づき、各校に設置した安全委員会を中心に、具体的な安全施策、不具合再発防止策を実施し、学生及び教職員等の安全意識向上に努めた。
- 2) 訓練機の運航に直接関係する部署に対し、他校の教職員による安全監査を実施した。また、総合安全推進会議は半期ごとに各校の安全委員会から安全業務計画の進捗状況の報告を求め、その評価を行い翌年度計画に反映した。
- 3) 宮崎学科課程から学生に対する安全教育を計画的に実施することとし、平成18年9月から開始した。
- 4) 組織全体の安全意識向上を図るため、航空局から講師を招聘し、役職員への安全教育を実施した。また、各校安全委員会を毎月1回開催するとともに、総合安全推進会議からの安全指示等を受けて臨時に安全委員会を開催し、学生及び職員等への安全情報の周知・徹底等を図った。

航空技術安全行政への技術支援機能の充実：

- 1) 航空局の操縦職員10名に対する技量保持訓練を実施した。
- 2) 航空局幹部と航空大学校理事長による連絡会を開催した。

C90A双発訓練機の経年化サンプリング調査により、長期間使用された同訓練機の機体構造・システム経年化に関するデータを取得した。

航空局の主催する各種検討会（技能証明学科試験問題検討会等）に教官を派遣し、航空大学校の有する知見を行政にフィードバックした。

成果の活用・普及：

- 1) 航空大学校が事務局となって民間操縦士養成機関連絡会議を開催し、航空大学校の乗員養成に係るノウハウ等を積極的に外部へ提供するとともに、

民間操縦士養成各機関における情報の共有化を図り、これから乗員養成を開始しようとする大学等に対し技術的支援を行った。
- 2) 航空思想の普及・啓発（空の日、航空教室、市民航空講座）に努めた。

企画調整機能の充実：企画室を新設し、企画調整機能の充実を図ることで事業運営の効率化等を推進した。

総括表(その2-2)

支部・事業所等	支部・事業所等の名称		帯広分校	仙台分校		
	所在地		北海道帯広市泉町西9線中8番地12	宮城県岩沼市下野郷字新拓1番地7		
	職員数		26人	29人		
	支部・事業所等で行う事務・事業名		航空機操縦士養成 (事業用単発課程(基礎))	航空機操縦士養成 (事業用双発課程・計器飛行証明課程)		
	20年度 予算要 求額 (百万 円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算 増減額)	608 (17)	678 (19)	全体予算を人数比にて按分	
		支出予算額 (対19年度当初予算 増減額)	635 (15)	708 (17)	全体予算を人数比にて按分	

・横断的視点

1. 事務・事業及び組織の見直し

< 事務・事業関係 >

該当類型		特定事業執行型		
事務・事業名		航空機操縦士養成事業		
事務・事業の概要		航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成することにより、安定的な航空輸送の確保を図る。		
事務・事業に係る20年度予算要求額	国からの財政支出 (対19年度当初予算増減額)	2,876百万円 (80)百万円		
	支出予算額 (対19年度当初予算増減額)	3,003百万円 (72)百万円		
事務・事業に係る定員 (19年度)		121名		
(1) 事務・事業 のゼロベース での見直し	民間主体による実施状況 (同種の事業を行う民間主体の存在、人員等)	航空大学校と同レベルの事業を実施するものとして実績を有するのは、自社養成(社員教育)を行っている大手航空会社2社のみである。養成費用については、各社とも相応の負担があるものと思われる(一人当たり数千万円程度と言われている。)が、詳細は不明。		
	廃止すると生じる問題の内容、程度、国民生活への影響	航空大学校の事務・事業は高質な操縦士養成であり、これにより我が国における安定的航空輸送の確保を図ることを目的としている。我が国における操縦士養成は、航空大学校以外に大手航空会社2社(JAL, ANA)のみである。 主要諸外国においては、軍からの採用や操縦士養成を行っている大学等の公的機関など、自社養成以外に外部から操縦士を採用する何らかのシステムを有しているものの、我が国においては、近年、自衛隊(軍)から航空会社への移籍は殆どなく、全採用者数の1%程度に過ぎない。また、大学における操縦士養成については、初めての試みとして、航空大学校の支援により、2006年から東海大学が操縦学専攻課程を設けたところであり、同様に航空大学校の支援を受けて、桜美林大学が操縦士養成コースを、法政大学が操縦士養成コース(資格取得は自家用操縦士のみ)をともに2008年度に開設予定であるが、いずれも指定航空従事者養成施設の指定を受けるには至っておらず、操縦士の安定供給につながるかどうかは未知数である。 このように、操縦士の供給体制が脆弱な我が国においては、航空輸送の安定を確保するため、航空大学校による基幹的要員の安定的供給が必要不可欠である。実際、アジアゲートウェイ構想の推進、羽田空港の再拡張や成田空港の北側延伸による発着枠増により航空需要の大幅な増加が見込まれていることに加え、2007年頃から団塊世代のパイロットが大量に退職する時期を迎えること、航空機の小型化と多頻度運航の進展等により乗員に係る需要の激増が予想されることから、基幹的要員を安定的に供給する航空大学校の役割は一層高まっているといえる。特に、自社養成に係る技術力や資力に乏しい中小・新規航空会社にとっては、航空大学校卒業生以外の乗員調達は、定着率が低く各社の基幹的要員と成り得ない加齢乗員、外国乗員等に頼らざるを得ない状況にあることから、これら自社養成を行うことの出来ない航空会社に対して基幹的要員を供給する必要がある。 仮に、航空大学校を廃止した場合、航空輸送用の実用機のパイロットになり得る資質を備えた人材の供給が適切に行われず、実用機パイロットが不足するため、航空市場における健全な競争環境の維持向上に大きな支障が生ずるのみならず、航空会社は路線の減便・廃止等を行わざるを得ず、安定的な航空輸送が確保できなくなり、我が国の社会経済活動に著しい支障を与えるおそれがある。		
	事務・事業の位置づけ (主要な事務・事業との関連)	主要な事業		

	事業開始からの継続年数	53年			
(1) 事務・事業 のゼロベース での見直し	これまでの見直し内容	航空大学校においては、開校当初より以下のとおり養成体制(養成体制、養成施設等)の見直しを行っている。 昭和29年10月開校 学生10名 専修科生8名 昭和33年4月 学生30名に増員 昭和43年4月 学生90名に増員 昭和44年4月 仙台分校開校 昭和46年4月 学生135名に増員 昭和47年8月 帯広分校開校 昭和51年4月 学生108名に減員 昭和53年8月 別科(回転翼)新設(別科生10名) 平成元年4月 別科6名に減員 平成10年6月 別科(回転翼)学生募集中止 平成12年4月 学生72名に減員 独立行政法人移行後は、第1期中期計画(平成13年4月～18年3月)の目標を達成するとともに、第2期中期目標/計画(平成18年4月～23年3月)において、以下の見直しを講じている。 1. 総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から平成17年11月14日に出された「勧告の方向性」を受け、次の項目を中期目標/計画に設定した。 1) 航空大学校が実施する事業の重点化・明確化 航空大学校が実施する事業について、基幹的要員の安定供給、民間操縦士養成機関の育成・振興、航空技術安全行政の技術支援機能を3本柱として重点化・明確化した。 2) 業務運営の効率化 教育業務、整備業務、運用業務及び管理業務を精査し、エアラインパイロット養成の目的に照らした教育内容、教育体制に見直すことにより効率化を推進し、これら業務に従事する職員の削減も含めたスリム化を図ることとした。 また、これに併せて、教育コストの把握・抑制に資するため、コスト構造の明確化を図ることとした。 3) 非公務員化による人事交流の促進 第2期中期目標期間より役職員を非公務員化することにあわせ、国、民間または大学等との人事交流をより一層促進することとした。 2. 財務省予算執行調査の結果を反映 平成17年度に実施された上記調査の結果を踏まえ、以下の改善等を中期目標/計画に盛り込んだ。 1) 養成コストの削減及び教育の質の向上 (1) 学生1人当たりの養成コストを削減する取り組み ・学科教育の再編(宮崎学科課程の教育時間を735時間から約510時間程度へ、多発・計器課程については205時間から約150時間程度に短縮、宮崎学科の養成期間を6ヶ月から4ヶ月へ短縮)、実技教育の充実・強化(多発・計器課程における実機による操縦演習を65時間から約70時間程度へ同課程の養成期間を6ヶ月から8ヶ月に延長)。 ・追加教育制度を拡充。(事業用課程、多発・計器課程で各10時間から教育規程上の標準教育時間の20%まで拡大) ・質の高い入学者の選抜を一層進める努力。(従来のポスターや雑誌等による広報活動を展開すると共に、電子メール等を利用した情報提供を行った。) (2) エアラインパイロットとして不可欠な技能習得に向け、教育内容の見直し ・エアラインパイロットOBを教官として活用。(仙台分校において1名を採用) 2) 効率化に関する検討 (1) 運航管理、整備業務等の民間委託による効率化。(運航管理業務については中期計画中に実施予定。整備業務の一部については、民間委託化済) (2) 操縦士の需要の拡大等を踏まえ民間操縦士養成機関の育成・振興。(航空大学校が事務局となって操縦士養成機関連絡会で培った乗員養成に係るノウハウ等を積極的に外部へ提供した。)			

(1) 事務・事業 のゼロベース での見直し		国の重点施策との整合性	国の「骨太の方針2007」に盛り込まれているアジア・ゲートウェイ構想の実現のためには、航空自由化の推進、日本とアジア各国を中心とした国際航空ネットワークの充実等による人流・物流システムの強化を図っていく必要があるが、質の高い操縦士の長期的かつ安定的な確保は、このような取組みの前提条件となるものであることから、航空輸送サービスを生産する操縦士の供給体制が脆弱である現状において、航空大学校による基礎的パイロットの養成は、国の重点施策を推進する上で基幹的な役割を果たすものであるとともに、喫緊の課題である。			
		受益と負担との関係 (受益者・負担者の関係、両者の関係)	航空大学校によるパイロット(基幹的要員)養成事業の受益は、当該事業により教育を受ける者のみならず、自社養成の困難な中小エアライン、パイロット調達ルートの多様化を図る大手航空会社、航空輸送サービスを受ける国民にまで及ぶものである。他方、負担者は、パイロット養成の教育を受ける者及び国であり、航空大学校の収入内訳は、授業料等収入が約1億円、国からの財政支出が約29億円となっている。このように、パイロット養成事業は、受益者と負担者が異なり、かつ、膨大な設備・費用を要するため収益性が低いものであることから、国からの財政支出への依存度が高い。したがって、基礎的パイロットの供給体制が脆弱な我が国においては、航空輸送の安定確保という公益目的実現のため、引き続き、航空大学校による基幹的要員の安定的供給が必要である。			
		財政支出への依存度 (国費/事業費)	$2,956 / 3,074$ (百万円) = 96.2%			
		これまでの指摘に対応する措置	別紙1に記載			
		諸外国における公的主体による 実施状況	主な諸外国における公的主体による実施状況は以下のとおり。 ○ 米国 Pilot School 526機関 州立大学23機関 民間養成施設503機関 ○ 英国 Flying Training Organization 124機関 国立大学2機関 民間養成施設122機関 ○ フランス Flying Training Organization 67機関 国立航空大学 1機関(ENAC: French National Civil Aviation School) 民間養成機関66機関 ○ ニュージーランド Certificated Training Organization 47機関 国立大学1機関(Massey University) 民間養成施設46機関 ○ 中国 国営CAAC(Civil Aviation Administration of China) Flying College(年間850~900人養成) 民営Beijing Pan Am International Academy(年間500人養成) ○ インド Approved Flying Training Institute 20機関 国営機関1機関 民間養成施設19機関 (参考) ○ 日本 航空大学校 1機関 独立行政法人 指定航空従事者養成施設 2機関 JAL, ANA			

	財政支出に見合う効果 (効果が得られているか、その根拠)		航空大学校の卒業生の多くが国内航空会社に就職し、現在航空会社に所属するパイロットの約四割は航空大学校の卒業生で占められている。彼らは国内外の定期航空路線を中心に直接操縦業務にあたるとともに、現場管理職、運航担当役員等として民間航空事業の中枢で活躍しているところである。このことは、航空大学校が実施している我が国航空輸送の基幹的要員となり得る高質な乗員の安定的養成という業務が航空需要の増大に伴う国内外の航空ネットワークの拡充に十分貢献しており、航空輸送の安定的な確保、ひいては国民の利便や国家的な利益の確保・向上に貢献していることを意味するものである。したがって、航空大学校に対する国からの財政支出に見合う効果は十分発揮されている。			
	事務・事業が真に不可欠かどうかの評価		真に不可欠			
事務・事業の見直し案（具体的措置）			業務運営の効率化、教育の質の向上を図る。平成18年度には、教育訓練業務の効率化のための新シラバスの導入、学習進度の遅れた学生に対する追加教育方法の見直し、諸経費の抑制等の措置を講じたところであるが、今後も、団塊世代のパイロットの大量退職、機材の小型化による多頻度運航化等の要因により、パイロット需要の大幅増が想定される中、我が国の航空輸送の安定の確保に貢献するため、基幹的要員の安定供給、民間操縦士養成機関の育成・振興、航空技術安全行政の技術支援機能の充実・強化を推進するとともに、引き続き一般管理費の抑制(6%程度)、業務経費の抑制(2%程度)等の更なる業務運営の効率化を図っていく。			
	行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)		第2期中期目標(平成18～22年度)に基づき、人件費については、教育業務、整備業務、運用業務及び管理業務を精査し、エアラインパイロット養成の目的に照らした教育内容及び教育体制の見直しによる業務の効率化を推進し、これら業務に従事する職員の10%程度削減を行うこととしている。また、一般管理費及び業務経費については、中期期間における当該経費総額(初年度の当該経費相当分に5を乗じた額)に対し、一般管理費6%及び業務経費2%の削減を行うこととしている。これらの削減目標を達成することにより、行政サービス実施コストの抑制を図る。 (削減経費総額(見込み額))(いずれも平成18年度比較) 平成19年度: 38百万円 平成20年度: 109百万円			
	理由		2007年頃から団塊世代のパイロットが大量に退職する時期を迎えること、航空機の小型化と多頻度運航の進展等に加え、アジアゲートウェイ構想の推進、羽田空港の再拡張や成田空港の北側延伸による発着枠増により航空需要の大幅な増加が見込まれていることにより、乗員に係る需要の激増が予想されることから、乗員の長期的かつ安定的な供給体制の確保が国の施策として極めて重要な課題となっているが、他方、我が国の極めて脆弱な乗員養成体制下において、航空大学校は航空輸送の安定的確保を図る上で極めて重要な役割を果たしており、同大学校の業務は引き続き実施されるべき状況にある。			
(2) 事務・事業の 民営化の検討	民営化の可否		否			
	可	事業性の有無とその理由	-			
		民営化を前提とした規制の可能性・内容	-			
		民営化に向けた措置	-			
		民営化の時期	-			
	否	民営化しない理由	国としては、パイロットの安定的供給及び健全な競争環境の維持向上の観点から、航空大学校を通じて、安定的に高質なパイロットを養成する責務を果たしているところである。航空大学校を民営化した場合には、参入・退出が自由となるため、事業の恒久的な継続・実施について担保することができず、パイロットの安定供給に支障をきたすおそれがあることから、民営化は困難である。なお、航空大学校においては、授業料の水準について、広く人材を発掘し育成する観点から、国立大学と同水準としているところである。			

(3) 官民競争入札等の積極的な適用	該当する対象事業		a施設の管理・運営、b研修、c. 国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、 <u>hその他</u>			
	今後の対応	官民競争入札等の実施の可否		否		
		可	入札種別（官民競争 / 民間競争）	-		
			入札実施予定時期	-		
			事業開始予定時期	-		
			契約期間	-		
		否	導入しない理由	市場化テストの実施により民間事業者に航空大学校の事務・事業を行わせることとした場合、当該事業者による事業の恒久的な継続・実施について担保することができず、基幹的要員の安定供給に支障をきたすおそれがあることから、民間事業者に当該事業を行わせることは困難である。		
(4) 他の法人への移管・一体的実施	対象となる事務・事業の内容		航空機操縦士養成事業			
	移管	移管の可否		否		
		可	移管先	-		
			内容	-		
			理由	-		
		否	移管しない理由	航空大学校の事業は、航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し航空機の操縦に従事する者(基礎的パイロット)を養成することに特化しているが、当該事業と関連する事業を行っている独立行政法人等は、他に存在しない。		
	一体的実施	一体的実施の可否		否		
		可	一体的に実施する法人等	-		
			内容	-		
			理由	-		
		否	一体的実施を行わない理由	航空大学校の事業は、航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し航空機の操縦に従事する者(基礎的パイロット)を養成することに特化しているが、当該事業と関連する事業を行っている独立行政法人等は、他に存在しない。		

< 組織関係 >

(5) 特定独立 行政法人関係	非公務員化の可否	平成18年度に実施済み
	理由	-
(6) 組織面の見直し	見直し案 (廃止、民営化、体制の再編・整備等)	平成18年度には、整備課業務の一部の民間委託、常勤職員数を2名減、「企画室」の設置等の必要な措置を講じ、組織運営の効率化を図ったところである。今後も、平成22年度までに職員を対平成17年度末比10%程度削減する他、整備課、運用課業務の更なる民間委託等の必要な見直しを図っていく。
	理由	国としては、パイロットの安定的供給及び健全な競争環境の維持向上の観点から、航空大学校を通じて、安定的に高質なパイロットを養成する責務を果たしているところである。航空大学校を民営化した場合には、参入・退出が自由となるため、事業の恒久的な継続・実施について担保することができず、パイロットの安定供給に支障をきたすおそれがあることから、民営化等は困難である。

2. 運営の徹底した効率化

(1) 可能な限りの 効率化の徹底	給与水準、人件費の情報公開の状況		給与体系、水準は国家公務員と同一。平成18年度の閣議決定に基づき、ホームページ上で航空大学校の役職員の給与等の水準及び人件費の情報を公開している。
	役職員の給与等の対国家公務員指数 (在職地域、学歴構成、在職地域・学歴構成によるラスパイレス指数)	人件費総額の削減状況	航空大学校における各ラスパイレス指数は、以下のとおり 対国家公務員指数(地域別)107.7ポイント、 対国家公務員指数(学歴別)101.5ポイント、 対国家公務員指数(地域・学歴別)107.7ポイント。なお、対国家公務員指数としては、100.8ポイント
		人件費総額の削減状況	平成17年度 1,420,128千円 平成18年度 1,377,084千円 差 43,043千円 削減率(対前年度比) 3.03%
	一般管理費、業務費等	現状(平成19年4月1日現在)	一般管理費 : 268,866千円(平成18年度予算) 業務経費 : 1,310,918千円(平成18年度予算)
		効率化目標の設定の内容・設定時期	効率化目標として、平成18年4月1日に第2期中期目標期間における当該経費総額(初年度の当該経費相当分に5を乗じた額)に対し、一般管理費6%減及び業務経費2%減を設定した。
	民間委託による経費節減の取組内容		第2期中期目標期間において、整備管理業務、運航管理業務の一部を民間委託することとしている。(運航管理業務については中期計画中に実施予定。整備業務の一部については、平成18年度に実施済)
	情報通信技術による業務運営の効率化の状況		情報通信技術による業務運営の効率化を図るため、教育管理システム(EMS)の導入、航空交通情報処理中継システム(新CADIN)の導入、テレビ会議システムの導入及び自主学习教材(コンピューター・ベースド・トレーナー)の整備を行った。

(2) 独立行政法人の資金の流れ等に関する情報公開	情報公開の現状		契約締結先との取引に係る情報については、公開範囲を国に準ずることとし、随意契約及び一般競争入札を対象として既にホームページで公開している。具体的には、入札・調達・契約情報(入札方法、入札公告及び質疑応答)、政府調達協定及び同自主的措置適用案件(資料提供招請、意見招請、入札公告、随意契約の公示、落札者の公示)、契約結果(件名、契約締結日、契約相手方、入札方法、契約金額)を掲載している。少額契約(国と同じ基準)等、その他の情報についても、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づく開示請求があれば公開している。			
	見直しの方向		今後も取引情報をホームページで公開する。			
	関連法人	名称	-			合計
		契約額	-			-
		うち随意契約額(%)	-			-
		当該法人への再就職者(役員の氏名及び当該役員の独立行政法人における最終職名)	-			-
	関連法人以外の契約締結先	名称	別表			合計
		契約額	別表			1,319百万円
		うち随意契約額(%)	別表			10.5%
		当該法人への再就職者(随契の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数)	0			0
(3) 随意契約の見直し	別紙 2 「独立行政法人における随意契約の見直しについて(依頼)」(平成19年 8 月10日付け行政改革推進本部事務局・総務省行政管理局事務連絡)に記載					
(4) 保有資産の見直し	別紙 3 に記載					

3. 自主性・自律性確保

(1) 中期目標 の明確化	現状	航空大学校が実施する事業については、第2期中期計画(平成18年度～22年度)において、基幹的要員の安定供給、民間操縦士養成機関の育成・振興、航空技術安全行政の技術支援機能の充実を3本柱として重点化・明確化を図ったところである。については、航空大学校の年間養成学生数を72名(ただしカリキュラムの移行期にあたる平成18年度の入学者は54名)として、航空輸送において基幹的要員となる操縦士の養成を行っている。また、組織運営及び業務運営の効率化を図るため、常勤職員数の10%削減、毎年10%の外部との人事交流、一般管理費の6%縮減など具体的な指標を設定して、これらの着実な実施に努めている。更に、教育の質を向上するため、操縦教官に対する技能審査の実施(年1回)、学生に対する追加教育制度(最大20%迄)の導入、安全教育の充実(計50時間)等の取組みを実施している。については、事業の性格上定量的な指標を設けることは必ずしも適当でないが、事業面においては着実な進展が見られる。既に東海大学が航空大学校の支援等を受けて平成18年度から航空機操縦学専攻課程を開設したほか、平成20年度からは桜美林大学と法政大学が操縦士養成コースを開設する予定である。この他、航空大学校が主催する民間操縦士養成機関連絡会議を定期的に開催して(平成18年6月及び19年2月)、同校の操縦士養成に係るノウハウ等を積極的に提供するとともに、操縦士養成各機関における情報の共有化を図っているところである。についても、必ずしも定量的な指標が設けられている訳ではないが、航空大学校では、国の操縦職員等に対する研修(技量保持訓練等)や航空従事者技能証明等に関する調査・研究等を実施している。
	今後の取組方針	上記については、年間養成学生数を72名とし、引き続き質の高い操縦士の長期的かつ安定的な養成に努めていく。については、今後とも操縦士養成の拡大に資するプロジェクト等に対して、航空大学校による教育シラバス/教育教材の提供、実技訓練に係る技術的規範の助言、教官の指導等様々な技術的支援を行うことにより、民間操縦士養成機関の育成・振興を図っていく。また、引き続き定期的に民間操縦士養成機関連絡会議を開催していく。については、引き続き航空大学校において国の操縦職員等に対する研修等を行う他、航空局の主催する各種検討会(技能証明制度や運航方式の見直し等)に積極的に参画し、航空大学校の知見や技術力を行政に反映させていく。
(2) 国民による 意見の活用	現状	航空大学校のホームページより国民からの当校に対する意見を聞くシステムを設置している。
	今後の取組方針	引き続き国民からの意見をホームページを通じて収集し、業務運営に活用する。
(3) 業務運営 の体制整備	現状(内部統制に係る組織の設置状況、職員に対する研修の実施状況)	航空大学校の教育及び職員の規律等については各種法令に則って諸規定を整備している。法令の遵守状況については、監事監査や宮崎本校、仙台分校、帯広分校の三校間での相互業務チェック等により確認しているが、今後ともより効率的なシステムの構築について検討していく所存である。また、ガバナンスの充実に関しては、平成18年7月に制定された「航空大学校の使命と教育理念」に基づき、航空大学校が操縦士養成機関としての規範となるべく組織一丸となって努力している。
	今後の取組方針	現状どおり、今後もしっかりと取り組んでいきたい。
(4) 管理会計を活用 した運営の 自立化・効率 化・透明化	管理会計の活用状況とその効果	航空大学校は、一般会計及び空港整備特別会計から運営費交付金が支給されており、これらを区分経理することにより、業務運営に役立てている。
	プロジェクトごとの収支管理の実施状況	航空大学校は、パイロットという単一職種の養成を行っていることから、プロジェクトごとの収支管理になじまない。
	今後の取組方針	コスト構造の明確化を図り、適切な教育コストの把握・抑制し、管理運営の効率化を推進していきたい。

(5) 自己収入の増大等による財源措置	自己収入の内容（平成 1 8 年度実績）		財源	金額
	共同研究資金			
	利用料			
	寄付金		件数	
	知的財産権		件数 種類	
	その他		業務収益(授業料収入、入学料収入、検定料収入、政府受託収入、土地等貸付料収入、寄宿舎使用料収入)、財務収益(受取利息)、雑益(雑収入)	110,542,628
	計			110,542,628
見直し案		航空大学校の主な収入は、学生からの入学料及び授業料収入である。授業料等の水準については、広く人材を発掘し育成する観点から、国立大学と同水準としているところであり、今後も、独法に移行した国立大学の授業料水準、生徒経費水準等を勘案した上で、適正な授業料等を徴収する予定である。 また、一方では授業料が安すぎるのではないかとという指摘もあること、国立大の授業料の標準額を定めていた文部科学省令において、標準額に加え、その上限額が定められたことから、航空大学校においては平成19年度から授業料を標準額の110%の上限額まで値上げしたところである。学生から徴収する授業料等の見直しについては、今後とも、検討し、適正な料金を徴収することとしたい。		
(6) 情報公開の取組状況	最近改善した例	航空大学校の役職員の給与等との水準及び人件費をホームページ上に情報公開した。 また、教育機関はじめ使用空港の空港ビルへポスター、募集要項、パンフレットを配布し積極的なPR活動を実施するとともに地域の教育委員会等との調整を行い航空教室、市民航空講座を開催し、普及、啓発に努めた。		
	今後改善を予定している点	航空大学校の運営について、ホームページ上での情報公開、評価委員会による業務評価等により、その内容や必要性について説明責任が果たされていると考えるが、今後とも国民の意見を活用させるためのより効果的な手法及び手段について検討していく。		
その他		現在においても、勤務評定規程により職員の執務及び能率の向上を図っているところであるが、国の機関が「新たな人事評価制度」を設け、任用・給与・分限その他人事管理をより一層厳格に運用することとなったため、航空大学校においても、国と同様に実施すべく準備を行っているところである。 航空大学校各課程修了時に学生アンケートを実施し、その情報を活用することにより、各課程の教育訓練内容の見直しに活用するシステムを構築した。		

< 関連法人以外の契約締結先 >

別表

法人名	契約額 (千円)	うち随契割合 (%)	随契・国交省所管 公益法人の場合(人)
出光興産(株):3件	135,932	5.27	
(株)日米商会	95,435	0	
石野礦油(株)	103,947	0	
八紘警備保障(株)	3,843	0	
(株)山崎紙源センター	5,754	0	
(株)ウエザーニューズ	1,680	0	
アボック(株):4件	6,391	0	
NECパーソナルシステム南九州(株)	2,269	0	
(株)星光商会	3,948	0	
(株)ジャムコ:3件	696,990	0	
全日本空輸(株)	17,118	100	
三菱プレジジョン(株)	31,500	100	
(株)航空システムサービス	3,465	0	
太平ビルサービス(株):2件	9,135	0	
(株)大友商事	830	0	
(株)JAサービス帯広かわにし	3,946	0	
(株)ベルックス	5,147	0	
(株)東洋実業	1,775	0	
帯広ビル管理(株)	5,754	0	
東京海上日動火災保険(株)	74,985	0	
(株)損保ジャパン	8,887	0	
ダイダン(株)	1,470	0	
ニッタン(株)	1,754	0	
(株)サクライ	2,363	0	
カンタム情報システム(株)	2,498	0	
(株)岩沼造園土木	1,397	0	
(株)平塚工務店	3,675	0	
若林電気工事(株)	3,780	0	
(株)西原テクノサービス	851	0	
富士ゼロックス(株):2件	4,870	100	
イヌ・ティ・ティ・データソリューション(株)	1,797	100	
富士通リース(株)	948	100	
日立キャピタル(株)	980	100	
日通商事(株)	2,712	100	
(株)エムアイチアイ・エアロエンジン・サービス	7,686	100	
朝日航空(株):2件	7,258	100	
日本エス・エイチ・エル(株):2件	6,217	100	
伊藤忠アビエーション(株):3件	29,634	100	
(財)航空医学研究センター	20,616	100	

随意契約を締結している公益法人であって、国土交通省所管の公益法人である場合は、公益法人の役員として在職している人数を記載する。

第1 横断的視点

(別紙1)

1. 事務・事業及び組織の見直し

(1) 事務・事業のゼロベースでの見直し これまでの指摘に対応する措置

府省名	国土交通省
-----	-------

法人名	事業類型(区分)	事務・事業名	見直し実施年度	これまでの主な指摘		措置状況(措置済み、対応中、未措置)	
				内容(指摘を受けた年度)	指摘主体	番号	内容(対応年度)
航空大学校	特定事業執行型	航空機操縦士養成事業	平成18年度から平成22年度まで	1)エアラインパイロット養成事業の重点化・効率化 今後大量退職や空港整備拡張等に伴うパイロット需要増の本格化が想定されていることを踏まえ、次期中期目標等において、「質の高い航空従事者の長期的かつ安定的な確保」という国の政策目標における法人の任務の位置付け、国・民間と法人の役割分担など、航空大学校が担う任務・役割(基幹的要員の安定供給、民間操縦士養成機関の育成・振興、航空技術安全行政の技術支援機能の充実等)を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた事業の重点化や効率化に向けた取組を明記するものとする。その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準をできる限り具体的かつ定量的に示すものとする。(平成17年度)	政策評価・独立行政法人評価委員会		航空大学校においては、第2期中期目標/計画に基づき、 (1)基幹的要員の安定供給、(2)民間操縦士養成機関の育成・振興、(3)航空技術安全行政の技術支援機能の充実を航空大学校が担う任務・役割の3本柱として重点化・明確化することとしている。 上記(1)については、質の高い航空従事者の長期的かつ安定的な航空輸送を確保するため、年間の養成学生数を72名とする。(平成18年度～22年度)ただし、平成18年度においては、新シラバスを見直したことから54名とした。 上記(2)については、航空大学校がこれまでに培ってきた乗員養成におけるノウハウ等を積極的に外部へ提供・指導することにより、民間操縦士養成機関の育成・振興を図るため、航空大学校が事務局となって「操縦士養成機関連絡会議」を開催している。(平成18～22年度) 上記(3)については、航空大学校の保有する教育機材、教育施設等を活用しつつ、国の訓練計画に基づいて、国の操縦職員等の技量保持訓練、資格取得訓練等を実施する。また、航空技術安全行政のニーズに則した調査・研究を推進するとともに、航空大学校の知見、技術力等を行政にフィードバックする機能の充実を図る。(平成18年度～22年度)
			平成18年度から平成22年度まで	2)業務運営の効率化 現状の教育業務、整備業務、運用業務、管理業務のそれぞれについて精査を行い、エアラインパイロット養成事業の目的に照らして教育内容、教育体制の在り方も含めた業務の見直し、効率化の推進により、これら業務に従事する職員の削減も含めたスリム化を図ることとし、上記1)で示した効率化に向けた取組の記載に当たっては、スリム化の内容や達成すべき水準についても明記するものとする。 また、適切な教育コストの把握・抑制に資するため、コスト構造の明確化を図るものとする。(平成17年度)	政策評価・独立行政法人評価委員会		航空大学校においては、第2期中期目標/計画に基づき、教育業務、整備業務、運用業務、管理業務を精査し、エアラインパイロット養成の目的に照らした教育内容、教育体制に見直すことにより効率化を推進し、これら業務に従事する職員の10%程度削減を含めたスリム化を行うこととしている。 具体的には、整備業務等の民間委託等を推進すること等が考えられる。

第1 横断的視点

(別紙1)

1. 事務・事業及び組織の見直し

(1) 事務・事業のゼロベースでの見直し これまでの指摘に対応する措置

府省名	国土交通省
-----	-------

法人名	事業類型（区分）	事務・事業名	見直し実施年度	これまでの主な指摘		措置状況（措置済み、対応中、未措置）	
				内容（指摘を受けた年度）	指摘主体	番号	内容（対応年度）
			平成18年度から 平成22年度まで	3)非公務員による事務及び事業の実施 航空大学校の事務及び事業については、民間、大学等との人事交流を促進し、より一層の成果を上げる観点から、非公務員が担うものとする。(平成17年度)	政策評価・独立行政法人評価委員会		左記の指摘に伴い、独立行政法人航空大学校法改正の措置を行い、非公務員型独立行政法人化した。(平成18年度)
							内部組織の活性化のため、国、民間、エアライン、大学等の人事交流をより一層促進する。(平成18年度～22年度)
航空大学校	特定事業執行型	航空機操縦士養成事業	平成18年度から 平成22年度まで	1)養成コストの削減及び教育の質の向上 (平成17年度) 卒業生一人当たり要する国費が5～6千万円に至ることに鑑みれば、中途退学者を減らす努力を行うことが必要。このため、募集方法の工夫に加え、学科教育時間を減ずる一方で実技教育を充実するなどの措置が必要。	財務省 (予算執行調査)		<養成コストの削減> ・学科教育の再編、実技教育の充実・強化を図った。(平成18年度) ・追加教育制度を拡充した。(平成18年度)
						・質の高い入学者の選択を一層進める努力をする。(平成18年度～)	
						<教育の質の向上> ・エアラインパイロットOBを教官として活用する。(平成18年度～) ・教育の質の向上と効率化を両立させる方策を検討する。(平成18年度～)	
				2)効率化に関する検討 (平成17年度)			運航管理、整備業務等の民間委託による効率化を図る。(平成18年度～)
						実機訓練体制など組織の在り方を含め、一層のスリム化に向けた検討を行う。(平成18年度～)	
							操縦士の需要の拡大等を踏まえ、民間操縦士養成機関を育成・振興する。(平成18年度～)

注1. 見直し実施年度には中期目標終了時の見直しを実施した年度を記載してください。

2. これまでの主な指摘には、行政減量・効率化有識者会議、政策評価・独立行政法人評価委員会等による指摘内容を簡潔に記載してください。

なお、別紙1-2「「勧告の方向性」における指摘事項の措置状況(平成19年8月現在)」に記載の指摘事項はすべて記載してください。

独立行政法人の整理合理化案様式

3.資産債務型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人 航空大学校		府省名	国土交通省	
資産との関連を有する事務・事業の名称	航空機操縦士養成事業				
資産との関連を有する事務・事業の内容	航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成することにより、安定的な航空輸送の確保を図る。				
国からの財政支出額	2,876,203	支出予算額	3,002,692		
対19年度当初予算増減額	80,228	対19年度当初予算増減額	71,677		
資産の具体的内容、見直しの具体的措置内容・理由等	航空大学校の平成18年3月31日現在の金融資産は、現金及び預金【987百万円】、売掛金【62百万円】、合計【1,049百万円】であり、これは業務運営上必要な資産であって、貸付金・割賦債権等としての金融債権を活用した事業は行っていない。				

実物資産の処分に係る具体的措置(その)

別紙 3

府省名： 国土交通省		独立行政法人名： 独) 航空大学校					
No.	施 設 名 等	所 在 地		合同形態	敷地	敷地面積 (㎡)	建面積 (㎡)
		区分					
1	土地、構築物	3	宮崎県宮崎市大字赤江字飛江田652番地2	1	1	61,869	-
2	庁舎（本館）						1,528
3	庁舎（別館）						401
4	学生寮、食堂						1,730
5	第1格納庫						1,382
6	第2格納庫						2,479
7	講堂兼体育館						910
8	FTD（リクトレナー）局舎						235
9	運航管理局舎						200
10	車庫						117
11	プール附属棟						59
12	自転車置場（学生用）						44
13	プロバン庫						10
14	物干場						33
15	渡廊下（体育館側）						49
16	自転車置場（職員用）						98
17	渡廊下（FTD局舎側）						19
18	学生寮ゴミ置場						24
19	土地、構築物	3	北海道帯広市泉町西9線中8番地12	1	1	73,067	-
20	庁舎						1,019
21	格納庫						1,766
22	講堂兼体育館						618
23	学生寮、食堂						661

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

府省名：国土交通省			独立行政法人名：独) 航空大学校				
No.	施 設 名 等	所 在 地		合同形態	敷地	敷地面積 (㎡)	建面積 (㎡)
		区分					
24	渡廊下	3	北海道帯広市泉町西9線中8番地12	1	1	73,067	17
25	浄化槽室						11
26	物品庫						24
27	土地、構築物	3	宮城県岩沼市下野郷字新拓1番地7	1	1	65,606	-
28	庁舎						1,946
29	学生寮						527
30	格納庫(A)						2,696
31	格納庫(B)						2,113
32	講堂体育館						450
33	運航管理局舎						182
34	車庫						39
35	食堂						180
36	渡廊下						55
37	ポンプ室						15
38	自転車置場(職員用)						8
39	自転車置場(学生用)						16

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

No.	延面積 (㎡)	建築年次	建築年次	経年	経年	耐用年数	階層	法 規 制			利用率
		(新)	(古)	(新)	(古)			用途地域	建ぺい率	容積率	
1	-	-	-	-	-	-	-	市街化調整区域	70%	200%	12%
2	4,819	1968		39		50	3				
3	1,250	1970		37		50	3				
4	2,841	1968		39		47	2				
5	1,382	1968		39		31	1				
6	2,479	1968		39		31	1				
7	910	1967		40		34	1				
8	235	1967		40		50	1				
9	342	1968		39		50	3				
10	117	1967		40		38	1				
11	59	1968		39		38	1				
12	44	1993		14		38	1				
13	10	1968		39		34	1				
14	33	1968		39		38	1				
15	49	1968		39		38	1				
16	98	1968		39		38	1				
17	19	1968		39		38	1				
18	24	1993		14		38	1				
19	-	-	-	-	-	-	-	都市計画区域外	設定なし	設定なし	-
20	2,106	1981		26		50	2				
21	1,766	1981		26		31	1				
22	618	1981		26		34	1				
23	1,260	1981		26		47	2				

実物資産の処分に係る具体的措置(その)

No.	延面積 (㎡)	建築年次	建築年次	経年	経年	耐用年数	階層	法 規 制			利用率
		(新)	(古)	(新)	(古)			用途地域	建ぺい率	容積率	
24	17	1981		26		50	1	都市計画区域外	設定なし	設定なし	-
25	11	1981		26		38	1				
26	24	1981		26		38	1				
27	-	-	-	-	-	-	-	市街化調整区域	70%	200%	8%
28	3,175	1969		38		50	2				
29	1,054	1969		38		47	2				
30	2,696	1968		39		31	1				
31	2,113	1969		38		31	1				
32	450	1969		38		34	1				
33	355	1974		33		50	3				
34	39	1973		34		34	1				
35	180	1968		39		50	1				
36	55	1969		38		38	1				
37	15	1969		38		34	1				
38	8	1969		38		38	1				
39	16	1986		21		38	1				

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

No.	合 築 等	B / S 価 格 (百万円)				正面路線 価(千円)	用途	保有目的	隣 接 庁 舎 名	耐震
		計	土地	建物	その他					
1		1,911	1,807		104	22	4	1(航空機操縦士養成事業)		
2		236		236						
3		58		58						
4		146		146						
5		34		34						
6		72		72						
7		3		3						
8		6		6						
9		43		43						
10		1		1						
11		1		1						
12		2		2						
13		0		0						
14		1		1						
15		0		0						
16		0		0						
17		0		0						
18		1		1						
19		144	89		55	1	4			
20		139		139						
21		43		43						
22		20		20						
23		107		107						

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

No.	合 築 等	B / S 価 格 (百万円)				正面路線 価(千円)	用途	保有目的	隣 接 庁 舎 名	耐震
		計	土地	建物	その他					
24		1		1		1	4	1(航空機操縦士養成事業)		
25		2		2						
26		1		1						
27		1,288	1,150		138	18	4			
28		133		133						
29		49		49						
30		123		123						
31		32		32						
32		3		3						
33		36		36						
34		0		0						
35		10		10						
36		0		0						
37		0		0						
38		0		0						
39		0		0						

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

法人名	独) 航空大学校			府省名	国土交通省
No.	1～18	施設名	航空大学校(土地・構築物、建物)	用途	4(航空機操縦士養成事業)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 航空大学校は、土地、建物、格納庫等の資産を有しているが、本資産は、パイロット養成という航空大学校の主要業務を行う上で必要不可欠となるものであることから、売却は困難である。 航空大学校のほとんどの教育施設は特殊なものであること、相当な面積・規模の土地・建物が必要であることから、民間からの賃借によることは困難である。					
○ 売却する場合、売却予定時期：売却不可					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 本資産は、パイロット養成という航空大学校の主要業務を行う上で必要となる土地、建物、格納庫等であり、これらの資産がなければ、航空大学校において知識と操縦技能に優れた質の高いパイロットを養成することは不可能であるため、今後とも航空大学校が保有する必要がある。 「実物資産の処分方針」との対応 観点1「土地の利用度」について、本資産は、航空大学校の主要業務であるパイロット養成を実施するため日々使用しており、資産の利用度は高い。土地の利用度については、法定容積率5割未満(12%利用)であるが、これは、当該土地が宮崎空港に隣接し、市街化調整区域の適用を受けているため必要最低限の施設が建てられないこと、航空機の駐機スペースとして利用されていること等によるものであり、本資産は有効に利用されている。 観点2 航空大学校では、パイロット養成のために資産を有効に活用していることから、該当しない。 観点3「効果的な処分の観点」及び観点4「売却後に代替資産の利用が予定される場合の経済合理性の観点」については、航空大学校保有の土地を売却するためには、新たな訓練施設用地、同施設の取得などの経費を相当程度要すると見込まれるため該当しない。 以上のことから、本資産を引き続き保有し、パイロット養成事業のため利用することとしたい。					

実物資産の処分に係る具体的措置(その)

法人名	独) 航空大学校			府省名	国土交通省
No.	19～26	施設名	航空大学校帯広分校(土地・構築物、建物)	用途	4(航空機操縦士養成事業)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 航空大学校は、土地、建物、格納庫等の資産を有しているが、本資産は、パイロット養成という航空大学校の主要業務を行う上で必要不可欠となるものであることから、売却は困難である。 航空大学校のほとんどの教育施設は特殊なものであること、相当な面積・規模の土地・建物が必要であることから、民間からの賃借によることは困難である。					
○ 売却する場合、売却予定時期：売却不可					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 本資産は、パイロット養成という航空大学校の主要業務を行う上で必要となる土地、建物、格納庫等であり、これらの資産がなければ、航空大学校において知識と操縦技能に優れた質の高いパイロットを養成することは不可能であるため、今後とも航空大学校が保有する必要がある。 「実物資産の処分方針」との対応 観点1「土地の利用度」について、本資産は、航空大学校の主要業務であるパイロット養成を実施するため日々使用しており、資産の利用度は高い。土地の利用度については、帯広は都市計画区域外であるため、法定容積率は定められていないが、航空機の駐機スペースとして使用されるなど、本資産は有効に利用されている。 観点2 航空大学校では、パイロット養成のために資産を有効に活用していることから、該当しない。 観点3「効果的な処分の観点」及び観点4「売却後に代替資産の利用が予定される場合の経済合理性の観点」については、航空大学校保有の土地を売却するためには、新たな訓練施設用地、同施設の取得などの経費を相当程度要すると見込まれるため該当しない。 以上のことから、本資産を引き続き保有し、パイロット養成事業のため利用することとしたい。					

実物資産の処分に係る具体的措置(その)

法人名	独) 航空大学校			府省名	国土交通省
No.	27～39	施設名	航空大学校仙台分校(土地・構築物、建物)	用途	4(航空機操縦士養成事業)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 航空大学校は、土地、建物、格納庫等の資産を有しているが、本資産は、パイロット養成という航空大学校の主要業務を行う上で必要不可欠となるものであることから、売却は困難である。 航空大学校のほとんどの教育施設は特殊なものであること、相当な面積・規模の土地・建物が必要であることから、民間からの賃借によることは困難である。					
○ 売却する場合、売却予定時期：売却不可					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 本資産は、パイロット養成という航空大学校の主要業務を行う上で必要となる土地、建物、格納庫等であり、これらの資産がなければ、航空大学校において知識と操縦技能に優れた質の高いパイロットを養成することは不可能であるため、今後とも航空大学校が保有する必要がある。 「実物資産の処分方針」との対応 観点1 「土地の利用度」について、本資産は、航空大学校の主要業務であるパイロット養成を実施するため日々使用しており、資産の利用度は高い。土地の利用度については、法定容積率5割未満(12%利用)であるが、これは、当該土地が仙台空港に隣接し、市街化調整区域の適用を受けているため必要最低限の施設しか建てられないこと、航空機の駐機スペースとして利用されていること等によるものであり、本資産は有効に利用されている。 観点2 航空大学校では、パイロット養成のために資産を有効に活用していることから、該当しない。 観点3 「効果的な処分の観点」及び観点4 「売却後に代替資産の利用が予定される場合の経済合理性の観点」については、航空大学校保有の土地を売却するためには、新たな訓練施設用地、同施設の取得などの経費を相当程度要すると見込まれるため該当しない。 以上のことから、本資産を引き続き保有し、パイロット養成事業のため利用することとしたい。					

金融資産の処分に係わる具体的措置(その)

法人名	独) 航空大学校	府省名	国土交通省
○ 金融資産の内訳(18年3月31日時点、B/S価額)			
A B C D E F G H I J K L M N	合計	1,049 百万円	内 貸付金 : - 百万円 内 割賦債権 : - 百万円
	現金及び預金	987 百万円	
	有価証券	- 百万円	
	受取手形	- 百万円	内 貸付金 : - 百万円
	売掛金	62 百万円	内 割賦債権 : - 百万円
	投資有価証券	- 百万円	
	関係会社	- 百万円	… 関係会社株式
	関係会社	- 百万円	… その他の関係会社有価証券
	長期貸付金	- 百万円	… J・K以外の長期貸付金
	長期貸付金	- 百万円	… 役員又は職員に対するもの
	長期貸付金	- 百万円	… 関係法人に対するもの
	破綻債権等	- 百万円	内 貸付金 : - 百万円 内 割賦債権 : - 百万円
	積立金	- 百万円	
	出資金	- 百万円	
A～Nの各項目については、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成17年6月29日改訂）における次の各項目に対応させるものとする。また、D・Eについて、引当金控除後ベースとする。 A：B～Lの合計値 / B：「第9 流動資産」(1) / C：同(2) / D：同(3) / E：同(4) F：「第13 投資その他資産」(1) G：同(2) / H：同(3) / I：同(4) / J：同(5) / K：同(6) / L：同(7) / M及びN：同(12)			

金融資産の処分に係わる具体的措置(その)

法人名	独) 航空大学校	府省名	国土交通省
○ 受取手形(D)及び売掛金(E)を生じる事由(事業の概要等)及び民業補完の徹底という観点からの見直しの方向性 平成17年度末に発生している売掛金は、施設整備費等補助金対象工事の支払経費、航空従事者試験官の技量保持訓練による受託収入、3月末に債権発生した授業料・寄宿舎使用料収入及び保険金収入等の未収金であり、これらを受領するまでの間、計上されたものである。			
○ 不良化している債権(L)の早期処分の方性 該当無し			
○ 既存貸付金・割賦債権等の売却・証券化に向けた検討の方性 該当無し			
○ 政策目標に比して過大と考えられる金融資産及び見直しの方性 通常の業務活動により発生する売掛金(未収金)であるため適正と考えられる。			

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人 航空大学校		府省名	国土交通省	
(試験・教育・研修・指導型)					
事務・事業の名称		航空機操縦士養成事業			
事務・事業の内容		航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成することにより、安定的な航空輸送の確保を図る。			
国からの財政支出額		2,876,203	支出予算額	3,002,692	
対19年度当初予算増減額		80,228	対19年度当初予算増減額	71,677	
官民競争入札等 ()	検討	困難である。			
	理由	国として、パイロットの安定供給を確保する責務があることから、独立行政法人航空大学校に事務・事業を行わせる必要がある。また、広く人材を発掘し育成する観点から、現在の授業料の水準を維持する必要があるが、航空大学校の事務・事業は、現在の授業料で実施する場合、対価収受可能性が極めて小さく、事業性に乏しいため、民間主体に実施させることは困難である。			
受益者特定 ()	受益者特定及び対価収受の可否	否（受益者は広く国民全体に及ぶため。）			
	受益者負担金 (算定方法、総計)	—			
	運営コスト (内訳、総計)	—			
	受益者負担金 - 運営コスト	—			
	見直し案	航空大学校によるパイロット（基幹的要員）養成事業の受益は、当該事業により教育を受ける者のみならず、自社養成の困難な中小エアライン、パイロット調達ルートの多様化を図る大手航空会社、航空輸送サービスを受ける国民にまで及ぶものである。 他方、負担者は、パイロット養成の教育を受ける者及び国であり、航空大学校の収入内訳は、授業料等収入が約1億円、国からの財政支出が約29億円となっている。 このように、パイロット養成事業は、受益者と負担者が異なり、かつ、膨大な設備・費用を要するため収益性が低いものであることから、国からの財政支出への依存度が高い。したがって、基礎的パイロットの供給体制が脆弱な我が国においては、航空輸送の安定確保という公益目的の実現のため、引き続き、航空大学校による基幹的要員の安定的供給が必要である。			
他の法人との一体的実施 ()	一体的に実施する法人等	存在しない			
	内容	—			
	理由	—			
法人内での一体的実施 ()	同様の事務事業を実施している施設	航空大学校宮崎本校 航空大学校帯広分校 航空大学校仙台分校			
	一体的実施の可否	否			
	内容	我が国では、原則として、1訓練空域あたり1機の訓練に制限されており、飛行訓練に使用できる空域は不足している状況である。更には、騒音問題及び定期便との共存の観点から、効率的・効果的な飛行訓練を実施するために3校で訓練を行う必要がある。			
	理由				
関連する研究開発業務を行っている法人との一体的実施 ()	一体的に実施する法人等	存在しない			
	内容	—			
	理由	—			